

諮詢書

佐市建指第40号
平成29年4月17日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀島 敏行



佐賀市個人情報保護条例第9条第1項の規定に基づき、個人情報の電子計算機処理の可否について、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1. 質問内容

空家台帳システムによる個人情報の電子計算機処理について

2. 電子計算機処理の導入目的

資料①のとおり

3. 空家台帳システムの内容について

資料②のとおり

4. 電子計算機処理を行う個人情報の内容について

資料③のとおり

5. 個人情報の保護措置とセキュリティについて

資料④のとおり

6. 電子計算機処理を行う時期について

平成29年8月稼働予定

電子計算機処理の導入目的

平成28年度の機構編成によって建築指導課に空き家対策室が設置され、空家及び空地に関する苦情相談は、空き家対策室に情報が寄せられる体制となった。空家対策業務では、老朽家屋や草木の繁茂、ごみ等の苦情相談の対応をしており、所有者・管理者等に対する適正管理指導を、口頭や文書により実施している。

また、平成28年度以前の空家及び空地の苦情相談についても、継続して是正指導等を行っているが、苦情処理に係る所有者等の調査や、文書指導等の事務処理情報を適正に管理し活用することにより、緊急を要する案件に対して迅速に対応することが可能となることから、空家等情報の電子データベース化を図る。

《導入後の業務について》

1. 空家台帳システムの導入による業務の効率化

- ・苦情相談や、市が平成28年度に実施した空家実態調査の結果による位置情報(ポイントデータ)、所有者情報、事務処理履歴をシステムで一元管理できる。
- ・建物の劣化状況等の危険度調査情報、外観写真を管理する事で、法に基づく措置の判断への活用が考えられ、文書指導の際も利用できる。

※実態調査により判明した約2,000軒の空家について、所有者の特定や、危険性に関する詳細調査を行い、台帳システムに入力する。

2. 地図情報の活用により、質の高い行政サービスの実現

- ・位置情報で視覚的に場所を把握することができる。
- ・苦情相談者の立地状況等が容易に理解でき、意思疎通の効果が上がる。

3. 空家対策等様々なシミュレーションへの活用

- ・空家の分布状況や発生状況等により、重点地域等の検討が可能となる。
- ・苦情相談の種類等を色分けし、計画的に対応の検討ができる。

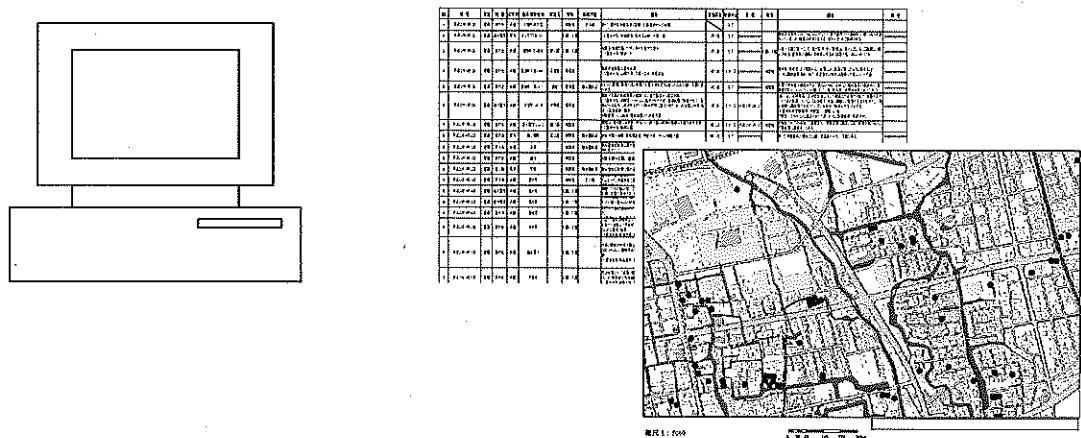
別紙②

空家台帳システムの内容について

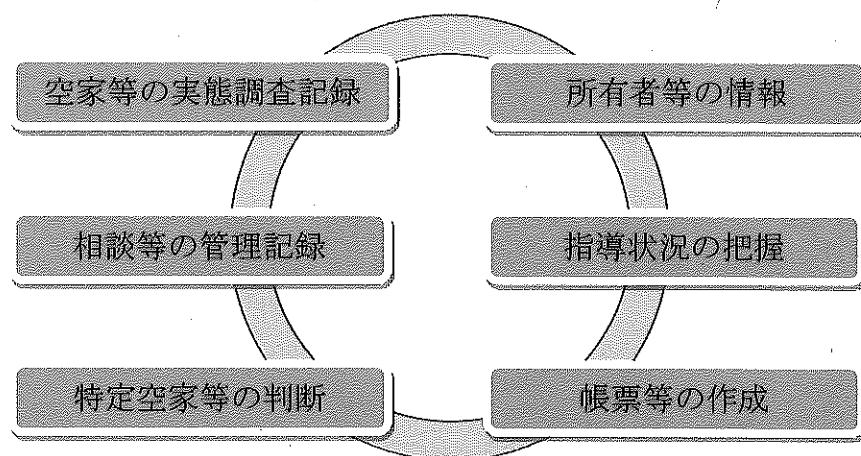
空家台帳システムとは、空家情報データと位置情報を合わせて総合的に管理し、効率的な業務が行えるシステムである。

業務上の様々な情報を1枚の地図（データ）として管理することにより、現状を把握することができ、各情報の分析やグラフ・表などの作成にも活用できる。

空家台帳システム（イメージ図）



空家台帳情報



電子計算機処理を行う個人情報の内容

(1) 申立人に関する情報

- ①申立人氏名
- ②申立人住所
- ③申立人連絡先
- ④申立人立場

(2) 発生源に関する情報

- ①発生源所在
- ②発生源名称
- ③所有者等氏名
- ④所有者等住所
- ⑤発生源連絡先
- ⑥相続者関係

(3) 苦情内容に関する情報

- ①申立内容
- ②苦情処理内容

(4) 措置状況に関する情報

- ①指導履歴内容

別紙④

個人情報の保護措置とセキュリティについて

(空家台帳システム)

1. 空家台帳システムに関する責任者に、建築指導課長を任命する。
2. 地図情報を扱うサーバは建築指導課内に設置し管理する。
3. 庁内で利用している情報系には接続しないが、高いセキュリティ機能（ウイルス対策等）を確保する。
4. 情報漏えい等事故が発生した場合に迅速に対応する為、アクセスログを記録、管理する。
5. 閲覧及び編集できる空家情報は、業務上必要な情報のみとし、その利用に際しては、担当職員のみにパスワードを付与し、定期的に変更を行う。
6. 運用に際しての基準やマニュアルを設け、システムの利用のほか、個人情報を含めた情報の漏洩防止等危機管理に関する研修を行う。